

備 考	神奈川県警察庁管内の理二丁目第17号 〒220-0012 R3年1月29日
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引の關係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が削除されたとき、又は本証が失物したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務停止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。 	